

# アングロサクソン五カ国同盟における 軍事協力・協働関係

——標準化・相互運用性の政治と日本の国家安全保障戦略への  
インプリケーション——

松 村 昌 廣\*

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 米英加豪陸軍プログラム（ABCA）
- 3 航空宇宙標準化協議会（ASIC）
- 4 海軍関連プログラム
  - 1) ABCA 海軍標準化プログラム
  - 2) 合同演習合意（COMBEXAG）
  - 3) 豪加新英米海軍 C4 機関（AUSCANNZUKUS）\*\*
- 5 合同通信電子委員会（CCEB）
- 6 多国間相互運用性協議会（MIC）
- 7 技術協力プログラム（TTCP）
- 8 アングロサクソン五カ国間の軍事協力・協働関係
- 9 日本が採るべき国家安全保障戦略へのインプリケーション

キーワード：アングロサクソン，軍事協力関係，標準化，相互運用性，日本

---

\* 執筆時は、筆者は米ブルッキングス研究所北東アジア政策研究センターの客員フェロー。

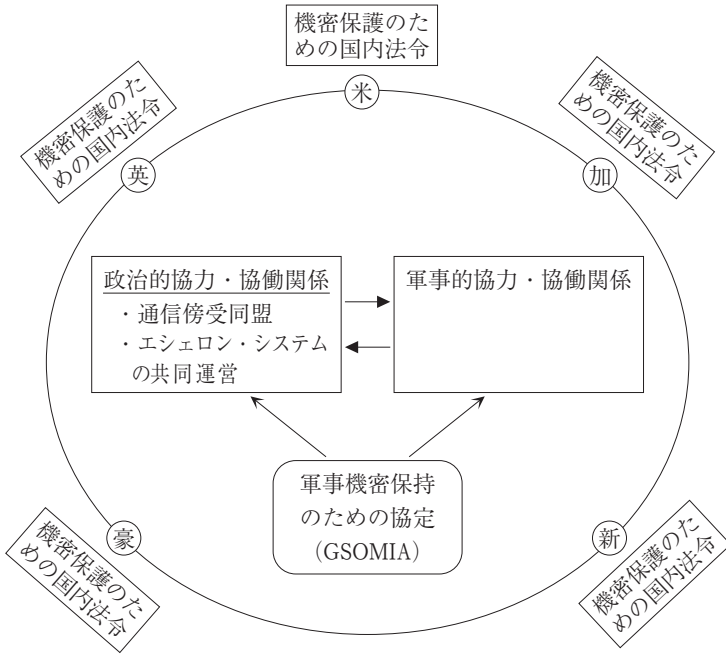
\*\* ニュージーランドの漢字表記は新西蘭。本稿では新を略称として使用。

## 1 はじめに

わが国では安全保障政策の根幹として日米同盟を強化することの必要性が強調されることが多いが、有事のシナリオ研究や作戦計画の側面ばかりに注意が向けられ、日米二国間の政治秩序の基盤である軍事同盟関係においてどのような構造的な変化が必要であるかという視点が欠落している。確かに、作戦面での共同作業・活動のために一緒に準備をしたり実際に取り組むことは両国の軍部や文民指導部の間の連帯感を高める効果があるだろうが、連帯感の高まりそのものが構造的な変化であるわけではない。連帯感の高まりはより緊密な同盟関係への構造的変化を遂げるための必要条件にすぎず、有事における防衛上の支援が一方から他方へなされる確度を必ず高めるとはいえない。現在の主権国家からなる分権的な国際システムの下では、条約により相互防衛に関する権利・義務関係が設定され、作戦上の詳細が詰められていても、実際、同盟国が相互防衛義務を果たすかどうかは、なお依然として同盟国の国益に照らした判断に依拠するため高い不確実性が伴う。所詮、この不確実性を完全に除去することは国際システムの構造的な特徴ゆえに論理的に不可能であるとはいえ、単なる連帯感を一体感に高めるような軍事協力・協働関係の制度化がなされれば、その程度に応じて不確実性を減じることができる。つまり、分析の焦点を連帯感という曖昧な感覚の次元から具体的制度化の次元に移し、実証的な分析がなされねばならない。

残念ながら現在の日米軍事関係においては、日米安保条約に基づく日米安全保障協議委員会（およびその小委員会）があるだけで、日米の安全保障における一体感を高める制度的な裏づけは殆ど存在しない（もちろん、個別問題のための臨時特別委員会や非公式の会合は存在する。）この状況は、米国が他のアングロサクソン四カ国（英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド）と制度化<sup>(1)</sup>している非常に発達した軍事組織間の協力・協働関係と対比すれば、極めて明白となる。筆者はこれまでの研究で、こ

図1 アングロサクソン五カ国の政治・軍事同盟体制



れら五カ国の政治的な協力・協働関係が通信傍受同盟に如実に現れており<sup>(2)</sup>、その制度的な基礎は機密情報の共有を可能にする「軍事情報に関する一般保全協定 (GSOMIA)」に存することを明らかにした<sup>(3)</sup>。また、GSOMIAと機密保持に関する米国内法令とが表裏一体の関係にあり、他の4カ国が概ね米国内法令の基準を受け入れることでGSOMIA および機密漏洩防止の実務が成り立っていることを指摘した<sup>(4)</sup>。

本稿では、アングロサクソン五カ国が機密情報共有の制度的基盤の上に、具体的にいかなる軍事的な協力・協働関係を制度化しているかを調査し、諸制度の相互関係を分析することによって協力・協働関係全般の特徴を明らかにする。(概念的には、「表1 アングロサクソン五カ国の政治・軍事同盟体制」を参照。)その上で、日本が日米同盟を強化する場合、作戦次元の思考を超えて、具体的にどのような軍事的な協力・協働関係の制度化

が必要であるのかを、日本がこれら五カ国により構築された既存の諸制度にいかに関わるべきか（正規メンバー、準メンバー、オブザーバーになるかどうか）に焦点を絞って考察する。そこで本稿では、(1)米英加豪陸軍プログラム(ABCA)、(2)航空宇宙標準化審議会(ASIC)、(3)三つの海軍関連プログラム、(4)合同通信電子委員会(CCEB)、(5)多国間相互運用性協議会(MIC)、(6)技術協力プログラム(TTCP)を取り上げる。なお、特に註を付さない限り、事実関係は“AMERICAN, AUSTRALIAN, BRITISH, CANADAIAN AND NEW ZEALAND INTERNATIONAL MILITARY STANDARDIZATION FORA — Washington Staff Handbook, 2006” (<http://www.jcs.mil/j6/cceb/multiforahandbook2006.pdf>) を参照する。

## 2 米英加豪陸軍プログラム(ABCA)

この制度の英語正式名称は American, British, Canadian, Australian Armies' Program であり、通常、ABCA 陸軍の略称で呼ばれる。第二次世界大戦中の緊密な陸軍間の協力関係を基礎に、「標準化達成計画」の下で1947年、米英加三カ国により非公式に始まり、1949年に正式に制度化された。1953年には「基本標準化理念」を採択した。1963年には、オーストラリア(豪)<sup>(5)</sup>が正規メンバーとなり、1965年にはニュージーランド(新)<sup>(6)</sup>がオブザーバー資格を獲得している。ニュージーランドは1985年に米海軍艦船の核付き寄航を拒否したことにより、米国との安保条約関係が解消された後も、引き続きこのプログラムのオブザーバー資格を保持している。

1964年に採択された「基本標準化合意」にあるように、プログラムの任務は「共同作戦における ABCA 諸国陸軍の能力を統合する標準化と共通理解を追求するにあたって、協力・協働して相互運用性を最適化すること」にある。平たく言えば、兵器の価格が上昇する一方、国防費は縮小するのであるから、メンバー国が協力して重複するコストをできるだけ排除しようという発想が根底にある。<sup>(7)</sup>プログラムの具体的な機能は物資、手続き、技術に関する標準規格合意(QSTANAG: Quadripartite Standardization

Agreements) を策定<sup>(8)</sup>し、それを出版物 (QAPs: Quadripartite Advisory Publications), システム構成図, データベース, 報告書の形にして送付あるいは共有することにある。プログラムは条約による軍事同盟関係ではなく、有事の作戦計画は伴っていない。また、この「合意」は特定軍種組織である陸軍の間で結ばれた法的拘束力を持たない協同プログラムであるにすぎない。

ABCA 陸軍プログラムはベトナム戦争に参戦した ABCA 諸国 (ニュージーランドを含む) の陸軍間の連携・協力・調整に役立ったが、肝心の陸軍用兵器の標準化には繋がらなかった。これは、兵器の共同取得が他の ABCA メンバー国からの兵器の購入、つまり、自国の防衛産業を維持するための国内武器市場の縮小を意味する政治的な問題を孕むために、容易に合意に達しなかったためである。その結果、このプログラムの焦点は作戦ドクトリンや作戦手続きの標準化<sup>(9)</sup>に移ってきている。

ABCA 陸軍プログラムは法人格を有する組織ではなく、メンバー国の代表による会議の束といえるが、非常に発達した分業体制が確立している。意思決定の水準が高いものから低いものへ紹介すると、執行会議 (常にワシントン DC で開催)、国別ディレクター、プログラム活動調整オフィスがある。執行会議は各メンバー国の陸軍参謀次長が構成員となり、合同作戦に資するようメンバー陸軍間で標準化の戦略的な方向付けや標準のためのリソースの使い方の調整をおこなう。なお、執行会議は18ヶ月毎に開催される一方、各陸軍から出向した中佐クラスの軍人からなる小規模な事務局をワシントン DC 郊外に有する<sup>(10)</sup>。国別ディレクターは少将・中將級の構成員からなり、作業の優先順位、作業の許可、作業に必要なリソース配分の確認など、プログラムの執行上の方向付けや監視を行う。プログラム活動調整オフィスはプログラムの諸活動や様々な下部グループとの調整、ABCA 出版物等などの発行・普及などを行う。さらに、具体的な標準化作業のために五つ能力グループが(1)指揮統制、(2)戦術環境認識用センサー、(3)合同作戦 (つまり、作戦行動・火力・情報の同時性の確保)、(4)合同部隊の防衛、(5)兵站の供給・物流・管理、の機能別分野に分かれて、技術的、

手続き的細部を研究している。また、三つの支援グループが(1)向こう20年間の安全保障環境の見通しやそこでの合同作戦のあり方、(2)科学、技術、素材に関する研究開発のあり方、(3)共同軍事演習や実験、の研究課題を分担している。少々古い資料であるが、メンバー国は1982年の段階でこのプログラムで300以上の分野で800以上の研究開発プログラムの情報にアクセスが可能であった<sup>(11)</sup>。

### 3 航空宇宙標準化協議会 (ASIC)

この制度の英語正式名称は Air And Space Interoperability Council であり、通常、ASIC の略称で呼ばれる。このプログラムは、米英加豪新五カ国の空軍および空母艦載機部隊を有する米英の海軍を正規メンバーとしており、ただし、国別の役割分担では、米英の海軍は各々自国空軍と行動を共にしている<sup>(12)</sup>。このプログラムは1948年、米英加空軍によって創設され、1964年には豪空軍が、1965年にはニュージーランド空軍が各々正規メンバーとして加入している。

このプログラムの任務は「航空・宇宙パワーでの相互運用性を介して現在および将来の合同作戦能力を強化すること」である。つまり、標準化とその実現の確認を通じて資源の経済的使用を図り、そのために必要な情報交換をおこなうことである。要するに、メンバー国での成功を共有し、人的・財政的資源の重複使用を避け、無駄を省くことが目的である。

具体的には、メンバー五カ国間で年報を作成し、航空機の運用・相互任務、兵站支援、資源使用の合理化に関する合意を形成することである。標準化は目的ではなく、合同軍事作戦の効果を上げるための手段として捉えられており、プログラムでの合意事項が各メンバー国の標準化関連文書に正確に反映されているかどうか確認することが必要となる。標準化には製作品とその使用手順を共有し、修理点検を共同で行うに際して、支障なく必要条件をみたせること（親和性：compatibility）、メンバー国間で相互に利用できること（相互交換可能性：interchangeability）、同一の作戦ドク

トリン、手続き、装置を用いていること（共通性：commonality）を要求する。さらに、標準化が不適切な場合もしくは国別の要求仕様のため排除される場合には、ASIC は相互運用性（interoperability）を確保することを重視している。このための手段として、五カ国は「試験目的のための装置の交換に関する原本合意（Master Agreement for the Exchange of Equipment for Test Purposes）」を結び、試験・評価のために相互に無料で装置の貸し出しを行っている<sup>(13)</sup>。

ASIC プログラムも法人格を有する組織ではなく、メンバー国の代表が出席する様々な会議とその間での非常に発達した分業体制を有している。意思決定の水準が高いものから低いものへ紹介すると、メンバー国ディレクター会議、管理委員会、標準化アシスタントがある。このプログラムの下では、各メンバー国の空軍参謀総長は少将ないし中将を国別ディレクターに任命し、自国の標準化を監督させる。五名の国別ディレクターは年に一度の ASIC の会合を開き、コンセンサス方式<sup>(14)</sup>で政策を策定し活動を指揮する。管理委員会はディレクター会議の決定に従い政策を実行する。国別の常設作業グループの議長が管理委員会のメンバーであり、この五名の軍人が全体で事務局の機能を果たす。管理委員会は米国防総省内にある米空軍参謀本部に置かれている<sup>(15)</sup>。標準化アシスタントは ASIC と自国の関連標準化プログラムのコーディネーター役を務める。

さらに、十の機能別分野で作業グループが設けられている。これらは(1)燃料・潤滑油関連、(2)兵器、(3)航空エンジニアリング・維持修理・兵站、(4)運送システム、(5)航空作戦・ドクトリン、(6)航空医学・航空要員生命維持システム、(7)任務指令関連の航空電子技術、(8)諜報・監視・偵察、(9)核・生物・化学兵器、(10)航空情報・飛行場施設・航空管制業務、である。1991年の時点で、300の標準（standards）が定められており、標準化関連文書が60発行されている<sup>(16)</sup>。

## 4 海軍関連プログラム

### 1) ABCA 海軍標準化プログラム

1950年、米英加三カ国の海軍は標準化プログラム (Naval Tripartite Standardization Program) を創設した。1971年には、豪海軍がプログラムに加入した。ニュージーランド海軍は正規メンバーでないものの、オブザーバー資格を保持している。このプログラムの目的は建設、維持修理、艦船への補給における物資の標準化を技術、素材、手続きの面に関してコンセンサス方式で決める海軍標準化合意 (NAVSTANAGs: Naval Standardization Agreements) を通じて達成することにある。豪海軍はこのプログラムによって英海軍を介して北大西洋条約機構 (NATO) 軍の標準規格 (NATO STANAGs) と相互運用性を保持できる<sup>(17)</sup>。

### 2) 合同演習合意 (COMBEXAG: Combined Exercise Agreement)

この合意は太平洋及びインド洋において五カ国の間で行われる海軍および海軍航空部隊の軍事演習に用いられる作戦上の手続きを定めたものである。これは1964年、英海軍極東艦隊司令官と米海軍第七艦隊司令官との間の二者合意として始まり、1966年には豪海軍が、1978年には加海軍及びニュージーランド海軍が加入した。合意内容はそれまで既存の二者間の合意<sup>(18)</sup>を束ねたものであり、演習計画作成のためのマニュアルである。

### 3) 豪加新英米海軍 C4 機関 (AUSCANNZUKUS)

この制度の英語正式名称は AUSCANNZUKUS Naval C4 Organization であり、通常、AUSCANSNZUKUS の略称で呼ばれる。AUSCANNZUKUS は Australia, Canada, New Zealand, the United Kingdom, the United States を短縮したものである。C4 は Command (指揮), Control (統制), Communications (通信), Computers (コンピューター) の頭文字からきており、軍事用の通信情報を包括的に意味すると考えればよい。第二次世界大



戦中の米英海軍間の緊密な協力関係を基礎に、このプログラムは1960年に米英加三カ国で発足し (NAVCOMMS: CAN-UK-US Naval Communications Organization)<sup>(19)</sup>、1971年にオーストラリアが加入し、1980年にニュージーランドが加入した。

このプログラムもコンセンサス方式で運営され、法的拘束力を持たない。ただし、運営方針はまず ABCANZ-5 合意として定式化され、これが1992年に廃止された後、1995年には「軍事情報覚書に関する情報交換合意」(Military Information Memorandum of Understanding Information Exchange Agreement) にとって替えられ、さらに2004年には「合同・統合・多国間軍事情報交換に関する原本覚書」(the Combined Joint Multilateral Master Military Information Exchange Memorandum of Understanding) となり、今日に至っている。

このプログラムの目的は海での統合・合同作戦で勝利をもたらすように軍事通信情報の分野で相互運用性を達成することにある。(ここで、統合作戦とは二つ以上の軍種の部隊が共同で軍事活動をおこなうことを意味し、合同作戦とは二つの国以上の部隊が共同で軍事活動をおこなうことを指す。)

このプログラムの基本方針は(1)軍事通信情報に関する政策や標準規格を策定し、(2)相互運用性に関する要求仕様とそれに伴うリスクを確定し、(3)新たな技術を認定・開発・使用し、(4)メンバー国の軍事通信情報分野の能力・計画・企画に関する情報を交換し、(5)軍事演習、実験、実証実験を用いて能力を達成し、(6)この分野における本プログラム以外の多国間及び国別プログラムに情報を与え影響を与えること、である。

この方針を実行するに際しての指導原理は(a)海軍の戦闘における要求仕様に焦点を絞ること、(b)情報共有の目的は全てのメンバー五カ国が財政的に賄える範囲で革新的技術を提供すること、(c)全ての情報が適切な国別統合作戦組織及びメンバー国間の合同作戦組織に共有されること、である。

具体的な政策目標は(x)合意された技術標準と最低限の作戦遂行能力に関する政策を策定することによってメンバー海軍部隊間の軍事通信技術における相互運用性を促進すること、(y)相互運用性と情報管理に関する問題に

ついでに情報を交換すること、(2)メンバー国の当局に対して海軍の通信情報技術問題に焦点を合わせた討論会を提供すること、である。

このプログラムも法人格を有する組織ではなく、メンバー国の代表による会議の束であるが、非常に発達した分業体制が確立している。意思決定の水準が高いものから低いものへ紹介すると、監視委員会、軍事通信情報委員会、技術作業部会、常設支援調整委員会などがある。監視委員会はメンバー海軍の通信情報政策や要求仕様を担当する担当部局から選ばれた海軍将官からなり、軍事通信情報委員会から上げられた政策案や資源配分案の採否を決める。米海軍将官が議長であり、開催地はメンバー国の持ち回りである。軍事通信情報委員会は年2回、技術的もしくは作戦手続き上の相互運用性問題を提起・解決するために会合を持ち、優先順位や提言を監視委員会に上程する。技術作業部会は常に軍事通信情報委員会の会議に先立って開催される。常設支援調整委員会はワシントン DCにおいて四週から六週間毎に開かれている。

## 5 合同通信電子委員会 (CCEB)

この制度の英語正式名称は Combined Communications-Electronics Board であり、通常、CCEB の略称で呼ばれる。この制度の前身は1941年に米英間で創設された合同通信員会 (CCB: Combined Communications Board) であり、米英から三名ずつ、加豪新から一名ずつの代表による会議として始まった。第二次世界大戦後の1949年、一旦、CCB が解散された後も、米英通信電子委員会 (つまり、豪加新三カ国は正式には参加していない) は存続し続け、その他の3カ国も適宜会議には参加した。米英による委員会に、1951年にはカナダが、1969年にはオーストラリアが、1972年にはニュージーランドが正式に参加し、名称を CCEB と変更した。

CCEB の任務は情報と知識を最適化するよう作戦能力、政策、手続き、無線通信を変えることによって、合同作戦をより効果的に行えるよう軍事通信情報の相互運用性を確保することにある。具体的には、艦隊間の無線

LAN システム (Combined Wide-Area Network), 周波数の配分, 情報セキュリティを含めた関連技術分野での標準規格を形成することにある。

このプログラムも法人格を有する組織ではなく、メンバー国の代表による会議の束であるが、非常に発達した分業体制が確立している。意思決定の水準が高いものから低いものへ紹介すると、代表者会議、執行グループ、技術作業グループなどがある。メンバー国から統合作戦部門の上級通信情報担当者が代表として選出され、代表者の全てで代表者会議を構成する。毎年一度開催されるこの会議は軍事通信情報における相互運用性に関して目標を設定し、各代表は自国が必要な資源を提供するよう図る責任を有する。毎年三度開催される執行グループは資源配分の優先順位を決め提言をおこなう。

特に注目すべきは、CCEB が米国の軍事通信情報委員会 (U.S. Military Communications-Electronics Board) だけではなく NATO の当該機関とも緊密に連携してきた点にある。このプログラムは同盟通信出版物 (ACPs: Allied Communications Publications) と呼ばれる手続き文書の策定と配布を通じて、NATO 軍により広範な意味での軍事通信情報面での相互運用性を発展させる効果をもたらしてきた。NATO 標準化機構 (NATO Standardisation Organization) はコンセンサス方式による公式の多国間交渉・協議を通じて NATO 標準化合意 (NATO STANAGs) を策定するが、このプロセスは異なる言語的背景を有する多くの加盟国間の極めて冗長なものであることが知られている。<sup>(20)</sup> NATO 加盟国である米英加三カ国はすでに非公式に詰められた CCEB での合意を NATO の標準化政策決定過程に持ち込めるため、事実上、NATO での標準化を加速するとともに主導してきた。その結果、NATO 諸国やその他の国々 (日本も含めて) は軍事通信情報技術において直接、間接に ACPs に依存してきた。CCEB の執行グループは後述する多国間相互運用性協議会 (MIC: Multinational Interoperability Council) の下部会議であるネットワーク多国間相互運用性作業グループ (MIWG: MIC Network Multinational Interoperability Working Group) の中核的な存在である。

## 6 多国間相互運用性協議会 (MIC)

この制度の英語正式名称は Multinational Interoperability Council であり、通常、MIC の略称で呼ばれる。1996年にオーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、イギリス、米国の六カ国による協議会 (the Six-Nation Council) が作られ、1999年、正式に MIC が発足した。2001年、ニュージーランドはオブザーバー資格を獲得した。<sup>(21)</sup> 2005年にイタリアが正規のメンバーとして加入したが、依然、ニュージーランドは正規のメンバー国として含まれていない。このプログラムは ABCA 諸国と欧州主要 NATO 同盟国 (仏独伊) との軍事通信情報における相互運用性を促進するために作られた。

MIC は通信情報における相互運用性の向上に対して障害になる政策、作戦ドクトリン、手続きを調査し、これらの障害を解決する方策を見出すことが目的である。実際の戦闘に則して、統合・合同作戦ドクトリン、協働計画策定、指揮統制概念、兵站、情報交換要求仕様、概念開発・実証実験、機密情報の情報共有、秘匿回線によるビデオ会議、合同作戦無線 LAN 通信ネットワーク (CWAN: Combined Wide-Area Network) が具体的な検討項目となっている。

このプログラムも法人格を有する組織ではなく、メンバー国の代表による会議の束であるが、非常に発達した分業体制が確立している。意思決定の水準が高いものから低いものへ紹介すると、代表者会議、執行秘書局、技術作業グループなどがあり、それらの機能は CCEB のものに類似している。メンバー国からの相互運用性を所管する参謀 (将官クラス) の代表が選出され、代表者全てで代表者会議を構成する。必要とあれば、毎年一度開催されるこの会議に各代表は作戦ドクトリンないし軍事通信情報担当の将官を一人随伴できる。

注目すべきは、ポスト冷戦期に必要性が高まってきた多国間の合同作戦に対応するため、MIC が CCEB の機能を補完するように位置付けられて

いる点である。2001年9月に合意された両者の「協力声明」によると、<sup>(22)</sup> CCEB が従来どおり軍事通信情報能力の中核的な標準規格（技術標準、周波数、政策、手続きの最適化）、とりわけ通信情報システムの技術的相互運用性（つまり、電子的接続性 [connectivity]）を担う一方、MIC は独仏伊軍と ABCA 諸国軍との情報面での相互運用性を改善するように通信情報システムの要求仕様（requirements）に焦点を絞って政策、作戦ドクトリン、企画を協議・合意することにある。つまり、MIC は独仏伊軍と ABCA 諸国軍との合同作戦が円滑に遂行できるように考慮すべき必要事項・情報を CCEB に対して協議・伝達する役割を担っているにすぎない。あくまで両者の関係は CCEB が主であり、MIC は従である。

## 7 技術協力プログラム（TTCP）

この制度の英語正式名称は The Technical Cooperation Program であり、通常、TTCP の略称で呼ばれる。冷戦期の1957年、ソ連スプートニク衛星の打ち上げ成功に驚愕した米英首脳はソ連と軍事科学技術面に対抗するために（当時は、ソ連に遅れをとったと認識し、それを挽回するために）TTCP を創設した。TTCP は米英だけによる原子力小委員会と非原子力軍事研究開発小委員会（NAMRAD: the Subcommittee on Non-Atomic Military Research and Development）に分かれている。1957年の TTCP 創設後、直ちにカナダが NAMRAD に加入し、1965年にはオーストラリアが、1969年にはニュージーランドがこれに続いた。<sup>(23)</sup> 2006年現在、TTCP は世界で最も巨大で広範な軍事科学技術の協働プログラムであり、五つの加盟国、11の技術・システム研究グループ、170の関連組織、450の研究施設、1200人に及ぶ科学者・エンジニアの直接関与、などの特徴を持つ。

このプログラムの任務は軍事科学技術分野の研究開発に対する無駄重複投資をできるだけ回避することでコストを下げ、軍事力を増進することにある。TTCP の「共通目的宣言（The Declaration of Common Purposes）」にあるように、この背景には「いかなる国と雖も国防関連の研究開発上の

必要を満たす資源を単独で負担することはできない」との認識がある。

現在、TTCPの主たる目的は非原子力分野・通常兵器関連分野での研究開発協力にある。具体的には、メンバー国が相互に自国の軍事研究開発プログラムに関する情報を交換・熟知し、自国の研究開発プログラムを調整したり新規企画することに役立てる。つまり、このプログラムによって、メンバー国は相互に他のメンバー国の情報・知識や資源を踏まえて合理的な追加投資することが可能になる。この方式はどのメンバー国もただ乗りをしないことを、つまり、相互に強い信頼感が存在することが前提となっている。相互の情報交換の範囲は予備調査の開発、実証研究、ハイテクノロジー開発の実証実験を含み、革新的な概念、技術、装置の実証実験、試験、評価など、具体的な兵器システムの開発に先行して行われる選択肢や設計概念に関する研究にまで及ぶ。また、必要との合意があれば、個別の科学技術分野でメンバー国間での協働研究、共同実験、データや施設の共有・共同使用などを行う<sup>(24)</sup>。

TTCPも法人格を有する組織ではなく、メンバー国の代表による会議の束といえるが、非常に発達した分業体制が確立している。(ただし、1994年、「共通目的宣言」は米国の覚書(MOU)の形式をとり、他の四カ国がこれに署名した。また、この覚書には2000年と2005年には各々一つずつ追加条項を加えられた。) TTCP憲章は法的拘束力を持たないが、メンバー国は互いに自国の研究開発の目標やプログラムを説明し、協力・協働が可能かどうか検討することを求められている。他方、TTCPは独自の予算を有するわけではなく、また、共同防衛義務を果たすための行為をとらないし、作戦上の必要から性能要求仕様に関する協議、集団的意思決定、政策提言を行うことは<sup>(25)</sup>ない。

TTCPの分業体制で、意思決定の水準が高いものから低いものへ紹介すると、代表者会議、11の技術分野別グループ、技術作業パネル及び行動グループなどがある。五カ国は各々、自国の軍事技術研究開発の責任者を代表者として任命し、この五名により代表者会議を構成する。代表者会議が研究開発協力の企画・監督を戦略的次元で行う。また、これら五名は各々、

代理人をワシントン DC に常駐させ、さらに代理人は事務担当者を任命し、五名の事務担当者が共同でワシントン事務局を務める。技術分野別グループは代表者会議の方針や指示に従い、特定分野での研究開発協力を実務的に企画・監督する。技術作業パネルと行動グループは実際の研究開発活動や関連業務を行う<sup>(26)</sup>。

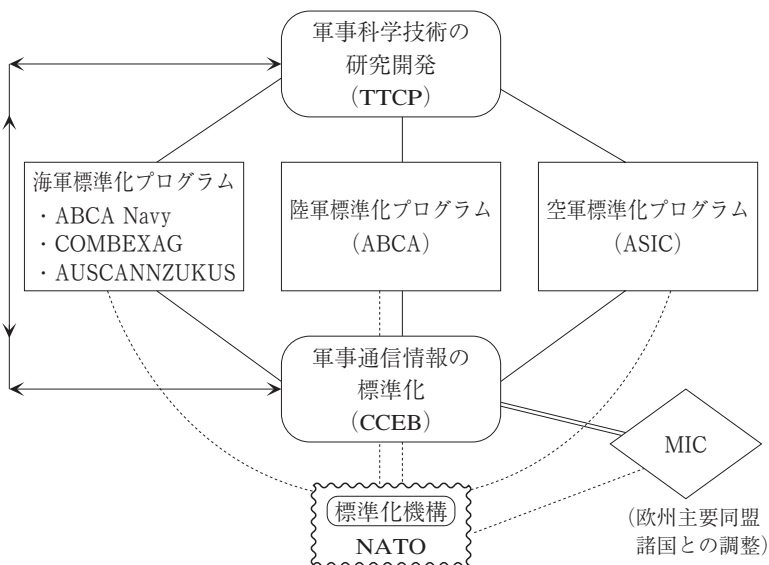
## 8 アングロサクソン五カ国間の軍事協力・協働関係

以上の調査から、米英加豪新のアングロサクソン五カ国の間の軍事協力・協働関係は図2で示すように総括できる。(上記の各プログラムに関する記述は単に関連資料の整理に過ぎないが、図2は筆者独自の理解である。)つまり、陸海空、三軍の各軍種に対応する五カ国間の標準化プログラムが存在する一方、全ての軍種の軍事通信情報の標準化に特化したプログラム(CCEB)が設けられている。また、NATO 諸国との相互運用性を高めるため、欧州主要同盟国(英・加はアングロサクソン五カ国に含まれる)である独仏伊との連携を図るためのプログラム(MIC)がある。さらに、軍事組織間プログラムそのものではないが、五カ国の軍事科学技術分野の研究開発協力を推進するプログラム(TTCP)が存在する。これらのプログラムは全て軍事技術情報の交換・共有を前提としており、「表1 アングロサクソン五カ国の政治・軍事同盟体制」に示したように、「軍事情報に関する一般保全協定(GSOMIA)」とそれに対応した国内法令に具体化されている軍事機密情報の共有と機密漏洩防止のための体制に立脚している。

MICを除く、他のプログラムは相互に固く結びついている。一方で各軍種の標準化プログラムは研究開発の技術協力プログラム(TTCP)と緊密に連携しているが、他方で軍事通信情報の標準化に関してはCCEBとの強い協力関係にある。軍事通信情報における相互運用性の確保に関しては、CCEBが中核的な役割を果たしており、コンピューター通信情報技術とデータ情報をリアルタイムで戦闘に応用する所謂「ネットワーク中心型の戦闘様式(Network-Centric Warfare)」がますます重要になるにした



図2 アングロサクソン五カ国間の軍事協力・協働関係



がって、CCEB は本稿で調査した軍事協力プログラムの中で枢要な役割を演じるようになってきている。さらに、TTCP には軍事通信情報技術の研究開発を担当するグループや作業パネルが存在し、TTCP と CCEB との間にも強い協力関係が存在する。このいわば閉じたアングロサクソン五カ国のネットワークに付属する形で、もっとも枢要な CCEB を側面援助するために1996年になってようやく MIC が設けられた。MIC は米国を頂点とするアングロサクソン五カ国が NATO 諸国、とりわけその中核の独仏伊軍を取り込むための十分条件を整えるための手段である。(言うまでもなく、必要条件は共同軍事作戦を行う政治的な決断である。)

これらのプログラムの連携関係は近年とみに深化している。1996年には、ABCA, ASIC, AUSCANNZUKUS, CCEB, TTCP が初めてワシントン DC で合同会議を開催し、各々連絡官を設け、三年毎に合同会議を開催することとなった<sup>(27)</sup>。また、既に紹介したように、2001年には、CCEB と MIC は「協力声明」を発し、CCEB 主導の分業と協力関係を明確にした。さら



に、2003年には、法的拘束力は持たないものの「合同会議協力声明 (Multifora Statement of Cooperation)」を採択し、相互の協力協働関係をさらに強化するとともに、MIC との連携を強調した。

## 9 日本が採るべき国家安全保障戦略へのインプリケーション

近年、米国覇権は中国の政治・軍事的台頭、ロシアの軍事的復活、BRIC (ブラジル、ロシア、インド、中国) の経済的台頭、イラクを焦点とする米中東政策の行き詰まり (今後、場合によっては、破綻する可能性も孕む) のために、相対的な凋落を呈している。この状況下で、わが国の政治指導者、政策担当者、政策研究者の主流は日本の安全保障政策の基本方針を米国に対する合従策 (他の列強と組んで米国に対抗する方法) に切り替えるのではなく、冷戦時代から慣れ親しんできた連衡策 (最強の米国と同盟を結んで安全を確保する方法) を採り続ける態度を崩していない。究極的には、この選択の妥当性は米国覇権の命運にかかっていると見えるが、本稿は、この選択を是とした場合に、日米同盟強化のためにいかなる具体策をとるべきか、その判断を行うに際して重要な事実関係を提示した。

日米同盟を強化するため、これまで日本政府は作戦ドクトリンなどを明確化して、極東有事に際して米軍と自衛隊が連携・共同作戦に取り組める体制を整えるとともに、インド洋への海上自衛隊部隊の派遣やイラクへの陸上自衛隊部隊及び航空自衛隊部隊の派遣などによって、「共に汗をかく」 (幸か不幸か、「共に血を流す」までには至っていない) 協働関係を築くことで日米間の連帯感を演出してきた。しかし、今後、国際関係の変動だけで、さらなる米国覇権の凋落が不可避となる事態がありうる状況の下で、米国への連衡策の有効性を高めるためには、日米間の連帯感を一体感に近づける必要がある。(論理的には、米国は覇権維持コストに耐え切れなくなり、覇権システムの縮小再編成もしくはシステムそのものの放棄を行い、その結果、日本を「見放す」可能性を完全には排除できない。) それゆえ、日本の国際行動やその過程に焦点を当てた従来の日本政府のアプローチは

全く十分ではなく、日米同盟関係を構造的に深化させる具体的な方策を打たねばならない。このための必要条件が、「表1 アングロサクソン五カ国の政治・軍事同盟体制」で示したように GSOMIA を焦点とする軍事機密共有のための体制作りである一方、十分条件は本稿で把握しようとした軍事協力・協働関係の構築である。具体的には、わが国はアングロサクソン五カ国が築いてきた軍事科学技術標準化・研究開発プログラムのネットワークといかに深く関わっていくかという視点から、日米同盟強化の政策を評価、立案せねばならないといえる。

次に、既に提案されている処方箋や可能な方策のいくつかを検討してみる。

まず、阿川尚之氏が産経新聞（2005年12月20日）で示した「日本は英連邦に加盟してはどうか」との提案である。英連邦（the Commonwealth of Nations）は英国の国王（現在は、女王）を象徴的な首長とする54カ国からなる国家連合である。加盟国の大多数は旧大英帝国（英国）の植民地から独立した国々である。

大半は共和制を取っているが、六カ国（ブルネイ、レソト、マレーシア、サモア、スワジランド、トンガ）は独自の君主を戴いている一方、モザンビーク（旧ポルトガル植民地）は英国植民地であったわけではない。つまり、天皇制をとり、英植民地でなかった日本も加盟資格やオブザーバー資格の獲得が十分可能であるとの論拠である。阿川氏は台頭する中国とのバランスを考えると、英連邦加盟国であるインドとさらなる接点を持つことは望ましいし、英国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドを含めた英連邦の有するグローバルな政治的、人的、情報ネットワークから得るメリットは高いと捉えている。確かに、阿川氏の主張する点は否みがたいが、わが国の英連邦加盟は本稿で示したアングロサクソン五カ国の軍事科学技術標準化・研究開発ネットワークとの関係を築くことによる具体的かつ直接的な効果と比して、インパクトは極めて間接的かつ小さく、連帯感を緩やかに固める効果しかない。（しかし、筆者は追加的な限界の方策の一つとして排除すべきではないとは考える。）

これと同様な意味で、the NATO Parliamentary Assembly (NATO-PA、試訳は NATO 列国議会同盟) からのオブザーバー資格も高い効果は期待しない。NATO-PA の構成は現在、正規メンバーとして北大西洋条約機構 (NATO) の加盟国26カ国の立法府 (議会) と準メンバーとして旧ソ連・東欧諸国、北欧2国、スイス、オーストリアなどの13カ国の議会からなる。この組織は地域的軍事同盟たる NATO とは別立ての機関であり、国別の立法府をメンバーとする国際機構である。したがって、相互安全保障に関連する取り決めはなく、議会制民主主義を促進するための意見交換、交流などが目的である。現在、オーストラリア、イスラエル、パレスチナ解放機構 (PLO) などがオブザーバー資格を有している (NATO-PA ホームページ参照)。

それでは、NATO 本体へのアプローチは日本の安全保障を増進させる高い効果が望めるだろうか。NATO は北米二国 (米国とカナダ) と欧州諸国から成る地域的軍事同盟機構であり、NATO 憲章の加入資格条件が改定されない限り、アジアに位置する日本は正規に加盟することはできない。したがって、日本有事または日本周辺有事に対する、NATO による共同防衛の発動はありえない。とはいえ、日本は NATO と実質的に連携・協力関係を強化する一方で、準加盟国 (パートナー) 資格ないし何らかのオブザーバー資格を模索することはできる。実際、2006年5月14日、麻生外務大臣はベルギーの首都ブルッセルの NATO 本部においてスケッフェル事務総長と会談し、その後、NATO の最高意思決定機関である北大西洋理事会 (NAC) で日本と NATO のパートナー関係の重要性を強調する演説を行なった (外務省ホームページ参照)。さらに、2007年1月12日、安倍首相も NAC で演説を行い NATO と日本の連携強化を訴えるとともに、自衛隊の海外派遣に関する恒久法制定を進める方針を伝えた (讀賣新聞2007年1月13日)。

NATO の視点から見れば、欧州加盟諸国からなるアフガニスタンへの治安維持軍が苦戦し、欧州加盟諸国がアフガニスタンへのさらなる兵力増強を行なう余裕と政治的意思がないなか (米国はイラク派兵と反テロ戦争

で軍事的な余裕が殆どない)、自衛隊のアフガニスタンへの派遣は兵力の点でも国際政治的な正当性強化の点でも非常に望ましい。NATO が自由と民主主義の共有を強調する一方で、日本やオーストラリアなどの地域外勢力と連携・協力関係を模索する背景には、このような冷徹な計算が存在する。<sup>(28)</sup> 他方、冷戦時代、NATO はソ連を中心とするワルシャワ条約機構と軍事的に対峙してきた歴史を有するため、冷戦終焉後も、NATO はその東方拡大を巡り勢力圏の温存を図りたいロシアと緊張関係を続けてきた。NATO が日本との連携・協力関係を強めれば、結果として、ロシアをユーラシア大陸の東西から挟撃する形となり、NATO は対ロ関係を悪化させるリスクを負う。他方、日本の視点から見れば、アジア太平洋地域外へ自衛隊派遣を行なうリスクを伴うが、NATO 諸国との連帯感を高める一般的な効果だけではなく、NATO の有するグローバルな安全保障関連の情報やネットワーク、NATO の軍事科学技術・標準化情報へのアクセスが可能となる。

ただし、NATO の標準化プロセスは旧ソ連圏・東欧諸国など小国や軍事技術能力の低い国々が次々と加盟したために、加盟国間の軍事的、財政的能力の格差が著しく拡大し、コンセンサス方式を採る煩雑な NATO の意思決定手続きがより冗長になり、有効かつ迅速に機能しなくなりつつある。既に本稿の調査で示したように、アングロサクソン五カ国が軍事通信情報分野において CCEB と連携する形で NATO 加盟国の中で相対的に軍事力・軍事科学技術力が高い独仏伊だけを含む MIC を創設したのは、実質的に、軍事科学技術の標準化プロセスを NATO から CCEB-MIC に移す意図を示しているのは明らかである。したがって、日本が NATO との連携・協力関係を強化しても、単にそれだけでは実質的な標準化プロセスに参画できないし、また、そのプロセスを通じての米国を頂点とするアングロサクソン五カ国との一体感の醸成することにも繋がらない。

以上の考察を踏まえると、日本がまず目指すべきは、アングロサクソン五カ国の軍事協力・協働体制と特異な関係を有する MIC (多国間相互運用性協議会) への加入であろう。少なくとも、MIC の準メンバー資格な

いしオブザーバー資格の取得を目指すべきであろう。もっとも、既に述べたように、このような MIC における標準化はメンバー諸国が共同軍事作戦を行なうことを前提としているため、MIC への参加は当然そのリスクを負う覚悟が必要である。つまり、日本は個別の共同作戦に全て参加する必要は必ずしもないが、原則として言質を与えることを求められるであろう。留意すべきは、MIC の機能はあくまで標準化において非アングロサクソン・メンバー国の必要性をアングロサクソン五カ国だけによる CCEB の標準化プロセスに反映するためものすぎない点である。

日本にとって最も望ましいのは、アングロサクソン五カ国の軍事協力・協働体制のインサイダーとなることであろうが、これは極めて困難なように思える。本稿で調査した五つのプログラムは互いに不可分に結びついており、比較的、組みし易い特定の二つのプログラム（例えば、陸軍標準化プログラム）にだけアプローチするのは不可能であろう。逆に、最も機微な軍事機密に係わる CCEB において準メンバー資格ないしオブザーバー資格を取得できれば、半ば自動的に他の四つのプログラムに対する関与も可能<sup>(29)</sup>となると思われる。

言うまでもなく、MIC を除く本稿で紹介した五つプログラムは英語を母国語とする軍人等によって運営されている。（独仏伊が参加する MIC でも英語だけが使用されると思われるが、当然、三カ国からの参加者にとって英語は母国語ではない。）英語力の問題は、単にコミュニケーションの観点から重要なのではなく、広い意味で英語を介したコミュニケーションの前提である共通の文化、歴史的経験、社会言語的理解を共有することを含んでいる。アングロサクソン五カ国は米国に典型的に代表されるように多民族移民社会であるから、彼らが軍事協力・協働体制への参加要件として母国語としての英語を要件とすることは必ずしも人種差別主義的なものとは言い切れない部分がある。米国は日系出身も含め非白人以外の軍人も多く、また、英加豪も程度の差はあっても同様なことが言える。したがって、万一、日本がアングロサクソン五カ国とさらに緊密な軍事協力・協働関係を構築することによって自国の安全保障を確保しようとするのであ

れば、政治指導者や自衛官幹部の中に言語面だけではなく背後の文化歴史的な背景も含めた意味で完全に近いバイリンガルを育てる必要がある。米国のある専門家は「米国と緊密な安全保障関係にあるイスラエルの政治指導者や軍部指導者は幼少から英語での学校教育を受け、大学・大学院レベルで米国に留学することにより、アメリカ風アクセントの完璧な英語を話す。このことが、米国側がイスラエルとの強い一体感を有する強い基盤になっている」と述べた。<sup>(30)</sup>日本の政治指導者は中長期的にここまでやる覚悟があるのか、それとも米国覇権の推移を見ながら、他の戦略的オプションを考えるのか、わが国の国家安全保障戦略は転換期に差し掛かっているといえよう。

## (註)

- (1) このような制度は、国際関係理論の用語では、国際レジーム (an international regime) といえる。国際レジームとは「国際関係の特定の問題分野において、国際的な行為主体の期待が収斂する明示的ないし黙示的な規範、規則、意思決定手続き」である。国際レジームは必ずしも法的な拘束力も持つ必要はなく、国際機関のように法人格や常設の事務局を持つ必要もない。Stephen D. Krasner, ed., *International Regimes*, Cornell University Press, 1983, p. 2
- (2) 拙著『軍事情報戦略と日米同盟——C4ISR と米国支配』芦書房, 2004年, 第2章。ニッキー・ハガー (著), 佐藤雅彦 (訳)『シークレット・パワー——国際盗聴網エシエロンと UKUSA 同盟の闇』リベルタ出版, 2003年。
- (3) 『軍事情報戦略と日米同盟』, 第3章。拙論「米国と主要同盟国との二国間安全保障関連条約・協定体制の比較分析——軍事情報に関する一般保全協定 (GSOMIA) の重要性」『桃山法学』創刊号, 2003年。
- (4) 拙論「米国の軍事技術移転管理体制——審査・移転実務メカニズムと日本の選択肢」『桃山法学』第7号, 2006年。
- (5) この年、インドネシアとの軍事的な緊張に対応して、英、豪、ニュージーランド軍からなる英連邦軍がマレーシアに展開された、その結果、豪陸軍が ABCA に参加するよう招かれた。Thomas-Durell Young, “Whither Future U. S. Alliance Strategy: The ABCA Clue,” *Armed Forces &*

*Society*, Vol. 17, No. 2, winter 1991, p. 283.

- (6) ニューゼーランド陸軍は正規メンバーとなることを拒否し続けている。Young, *Ibid.* なお、小規模で軍事能力の低いニューゼーランド陸軍を ABCA に関与させるように働きかけたのは、ニューゼーランド陸軍をなかばその一部として取り込んできた豪陸軍の強い主張による。他の正規メンバーは豪陸軍の強い働きかけがなければ、軍事的にメリットのないニューゼーランド陸軍の ABCA 参加には後ろ向きであった。この点に関して、匿名を条件にインタビュー（2006年11月9日、ワシントン DC 圏）に応じた米国人研究者による。
- (7) J.F. Koek, “A Guide for International Military Standardization: ABCA Armies’ Operational Concept, 1986-95,” *Defense Force Journal*, Vol. 5, No. 5, July-August, 1977, p. 54.
- (8) QSTANAG は、先ず陸軍戦闘ガイド (Army Combat Guide) が10年ごとに策定され、次に、それに基づいて 四カ国目標 (Quadripartite Objectives) が決められ、そして、この目標にしたがって四カ国作業グループ概念論文 (Quadripartite Working Group Concept Papers) が書かれ、さらに陸軍目標・要求仕様書類 (Army Objectives/Requirements Documents) が作成された後に策定される。Young, *op. cit.*, p. 285
- (9) Young, *op. cit.*, p. 284.
- (10) *Ibid.*, p. 285.
- (11) Stuart K. Purks, “The ABCA Standardization Program,” *Army Research, Development & Acquisition Magazine*, January-February 1982, p. 15.
- (12) Young, *op. cit.*, p. 286.
- (13) *Ibid.*, p. 287.
- (14) *Ibid.*, p. 287
- (15) *Ibid.*, p. 286.
- (16) *Ibid.*, p. 287.
- (17) Young, *op. cit.*, p. 288.
- (18) *Ibid.*
- (19) *Ibid.*
- (20) 実務的な作業はかなりの程度 NATO 標準化庁 (NATO Standardisation Agency) で行われる。詳しくは、NATO の公式ホームページを参照。
- (21) “MIC-CCEB Statement of Cooperation” in “AMERICAN, AUSTRALIAN, BRITISH, CANADIAN, AND NEW ZEALAND INTERNATIONAL MILITARY STANDARDIZATION FORA—Washington Staff Handbook,”

2006, p. xii.

- (22) Ibid.
- (23) “TTCP Overview” <<http://dtic.mil/ttcp/overview.htm>> accessed on January 1, 2006.
- (24) Ibid.
- (25) Ibid.
- (26) Ibid.
- (27) “AMERICAN, AUSTRALIAN, BRITISH, CANADAIAN AND NEW ZELAND INTERNATIONAL MILITARY STANDARDIZATION FORA—Washington Staff Handbook,” 2006, p. 15.
- (28) Ivo H. Daalder and James Goldgeiser, “Global NATO,” *Foreign Affairs*, September/October 2006.
- (29) 匿名インタビュー，ワシントン DC 圏，2006年11月9日。
- (30) 同上。

(参考文献)

1. 一般

Agreement between the Government of Australia and the Government of the United States of America concerning Co-operative and Collaborative Research, Development and Engineering, entry into force October 20, 1994.

John Baylis, *Anglo-American Defense Relations, 1939-1984*, St. Martin's Press, 1981.

Richard A. Harrison, “Testing the Water: A Secret Probe towards Anglo-American Military Co-operation in 1936,” *The International History Review*, Vol. VII, No. 2, 1985.

Thomas-Durell Young, “Whither Future U.S. Alliance Strategy: The ABCA Clue,” *Armed Forces & Society*, Vol. 17, No. 2, winter 1991.

2 ABCA: <http://www.abca-armies.org/>

“ABCA: American, British, Canadian, Australian Armies' Standardization Program,” U.S. Army Foreign Disclosure Conference, November 1, 2000, Fort Sam, Houston, Texas (mimeo).

J. F. Koek, “A Guide for International Military Standardization: ABCA Armies' Operational Concept, 1986-95,” *Defense Force Journal*, Vol. 5, No. 5, July-August, 1977.



Sturat K. Purks, "The ABCA Standardization Program," *Army Research, Development & Acquisition Magazine*, January-February 1982.

2 ASIC: <http://airstandards.com/>

3 AUSCANNZUKUS: <http://www.auscannzukus.org/>

"Interview with Rear Adm. Kenneth William Deutsch, CNO Net-Centric Warfare Division," *The CHIPS—The Department of Navy Information Technology Magazine*, Jan-Mar 2006

[http://www.chips.navy.mil/archives/06\\_Jan\\_web\\_pages/RADM\\_Deutsch.htm](http://www.chips.navy.mil/archives/06_Jan_web_pages/RADM_Deutsch.htm), accessed on October 29, 2006.

4 CCEB: <http://www.jcs.mil/6cceeb/>

5 MIC: <http://jcs.mil/j3/mic>

"Charter of the Multinational Interoperability Council," June 8, 2006, prepared by MIC Executive Secretariat, J-3 Deputy Director for Global Operations, Deputy for Interoperability and Integration, Joint Staff, Pentagon

"Strategic Plan," MIC, June 8, 2006.

6 TTCP: <http://dtic.mil/ttcp>

*The Technical Cooperation Program*, TTCP Document, Policies, Organization and Procedures, Non-Atomic Military Research and Development, POPNAMRAD, December 22, 2005, DOC-SEC-1-2006

(なお、本稿で参照した資料は書籍、雑誌論文、新聞記事として明記したものの以外、全てインターネット上に公開されたものである。)